

リサイクル物品回収(年間6回)

4/5日 6/7日 8/2日 10/4日 12/6日 2/7日	室津・松尾・的野・峰寺・桐山・北野・ 伏拝・助命・箕輪・大塩・堂前
4/12日 6/14日 8/16日 10/25日 12/13日 2/14日	大西・上津・下津

新聞 ・ひもで十字にしる。(新聞の折込み広告なども入れ込み可。)	段ボール ・平たくのばす。 ・ひもで十字にしる。	雑誌 ・同じ大きさのものをひもで十字にしる。(菓子箱・上質紙・包装紙なども可。)
ペットボトル ・飲料用・酒類用・しょう油用のものだけ出す。 ・キャップとラベルを外して中をきれいにすすいで出す。	空き缶 ・アルミ、スチールに分ける。 ・中をきれいにすすいで出す。(タバコなど混入がないように。) ※菓子缶などの食品缶はスチール缶として出せます。	紙パック ・きれいに洗って乾燥させ、切り開いてひもでしる。 ※内側が銀色のパックは燃えるごみに出す。
古着 ・汚れたものは洗濯する。 ・たたんで透明の袋に入れる。	食品トレイ ・白、色柄つきに分ける。 ・きれいに洗って乾燥させ、透明の袋に入れる。	発泡スチロール類 ・汚れのない、きれいなものを出す。 ・透明の袋に入れる。
ガラスびん ・飲料用、化粧品用のものを出す。(ビールびん、一升びんは販売店に返却。) ・ふたを外し、中をきれいにすすいで出す。(異物の混入がないように。) ・透明、茶色、その他の色に分ける。 ※汚れのひどいもの、食器などのせともの等は燃えないごみに出す。	容器包装プラスチック類 ・プラマーク がついていて、汚れていないものを出す。 ※水でさっと洗って汚れがとれないものは燃えるごみに出す。 【間違えやすいもの】 - コンビニ弁当等のスプーン・ストロー・梱包用の緩衝材(プチプチ)・梱包用のひも・CD等のケース・プラスチック製のおもちゃ 等 - 燃えるごみです。	

★容器包装プラスチック類について、**プラマークの入っていないもの、汚れたものは、回収することができません。**より良い資源としていくため分別にご協力をお願いします。

ごみを減らすために、分別回収にご理解、ご協力をお願いします。

一般ごみ収集

ごみの出し方	※ごみは必ず透明の袋に入れて中身が見えるようにしてください。	主なもの	収集日
燃えるごみ	・生ごみは十分に水切りをする。 ・おむつは汚物を取り除いてから出す。 ・布団・毛布・じゅうたんは1m以内にたたんでしる。 ・食用油は固めるか、新聞紙等に吸わせて出す。		毎週 月・木曜日
燃えないごみ	・ガラスやせともの破片は、紙や布に包んで透明の袋に入れ、中身を明記する。 ・乾電池が入っているものは必ず取り外す。 ・スプレー缶・カセットボンベ・ガスライターは必ず穴をあけ、ガス抜きをしてから出す。 ※ガス抜きの際は必ず火気のない屋外で作業してください。		毎月 第1水曜日 ※1月のみ第3水曜日
粗大ごみ	・石油ストーブの灯油は必ず抜き取り、乾電池も取り外す。 ・家電製品等を買ひ替えの際は、購入先に旧品の引取を依頼してください。 ・その他、出し方がわからない物はお問い合わせください。 ※下表のごみは収集できません。必ずご確認いただき、責任をもって処理をお願いします。 ※たたみは粗大ごみとしては収集できません。捨てるときは一度環境衛生課にお問い合わせください。		年3回 4・8・12月 第3水曜日
有害ごみ	・中身がはっきりわかるように透明な袋に入れ、「有害ごみ」と明記する。 ・割れた蛍光灯や鏡の破片は紙や布に包んで透明の袋に入れ、中身を明記する。		

★ごみは**決められた日の朝8時まで**に出してください。指定日以外にごみを出すると収集業務に支障をきたします。
 ★電気器具等は、必ず**乾電池を外して**から出してください。付いたままだと火災の原因となるおそれがあります。
 ★左の表にある資源ごみは一般ごみに出さずにリサイクルしましょう。一人ひとりがごみ減量を心がけましょう。

家電リサイクル法対象製品	テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機 ※家電リサイクル法6品目	家電リサイクル法は廃棄物を減らし、資源の有効利用を推進するための法律です。販売店には古い家電製品を引取る義務、排出者には収集運搬にかかる費用を負担する義務があります。小売店での引取りまたは、郵便局でリサイクル券を購入し、処理してください。	
資源有効利用促進法対象製品	デスクトップパソコン(本体・液晶モニター)・ノートパソコン	家庭で不要になったパソコンは販売店等に引取りを申込みます。P.Cリサイクルマークのない製品はリサイクル料金を支払う必要があります。各メーカーにお尋ねください。	
危険物で処理できないごみ	薬品(農薬等)・消火器・廃油(ガソリン・灯油・塗料等)・プロパンガスボンベ・感染性医療廃棄物(注射器・点滴等)	薬品・消火器・廃油・プロパンガスボンベ等は販売店へ返却してください。また、感染性医療廃棄物は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者に依頼してください。 ※一般ごみと一緒に出すと重大な事故につながるおそれがあります。	
産業廃棄物	工場などの事業活動に伴う産業廃棄物・家屋の増改築・模様替えに伴う建築廃材等(壁の断熱材等)	産業廃棄物の処理業者へ処理を依頼してください。	
その他	農機具・コンクリート・ブロック・瓦・自動車部品・単車・モーター・ポンプ・塩ビ管・設備機械類・長尺パイプ・金床などの金属類・電気温水器・温室用ビニール・タイヤ 等	処理業者、または販売店などへ依頼してください。	

※大掃除等で大量に出たごみは、各自天理市環境クリーンセンターに持ち込むことが可能です。
 お持込の際は環境衛生課までご連絡ください。

問い合わせ 環境衛生課 ☎85-0047